

写

別紙様式第1号（第3関係）

令和3年 2月25日

奈良市議会議長 三浦 敦次 様

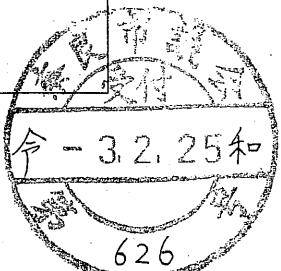
質問者 三橋 和史



文書質問票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づき、次のとおり質問します。

質問事項	質問の具体的な内容	回答者
市政運営について 1、政教分離について	<p>市民の関心の高い各分野における市政運営について、以下のとおり質問する。</p> <p>日本国憲法は、第20条第1項後段及び第3項並びに第89条において、いわゆる政教分離の原則に基づく諸規定（以下「政教分離規定」という。）を設けている。一般に、政教分離原則とは、国家（地方公共団体を含む。以下同じ。）は、宗教そのものに干渉すべきではないとする、国家の非宗教性ないし宗教的中立性を意味するものとされているところ、国家と宗教との関係には、それぞれの国の歴史的、社会的条件によって異なるものがある。</p> <p>我が国では、大日本帝国憲法に信教の自由を保障する規定（第28条）を設けていたものの、その保障は「安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ」という同条自体の制限を伴っていたばかりでなく、国家神道に対し事実上国教的な地位が与えられ、時として、それに対する信仰が要請され、あるいは一部の宗教団体に対し厳しい迫害が加えられた等のこともある。同憲法の下における信教の自由の保障は不完全なものであることを免れなかった。日本国憲法は、明治維新以降国家と神道が密接に結び付き、上記のような種々の弊害を生じたことに鑑み、新たに信教の自由を無条件に保障することとし、さらにその保障を一層確実なものとするため、政教分離規定を設けるに至ったのである。これらを踏まえると、日本国憲法は、政教分離規定を設けるに当たり、国家と宗教との完全な分離を理想とし、国家の非宗教性ないし宗教的中立性を確保しようとしたものと解すべきである。</p> <p>しかし、政教分離規定は、いわゆる制度的保障の規定であって、信教の自由そのものを直接保障するものではなく、国家と宗教との分離を制度として保障することにより、間接的に信教の自由の保障を確保しようとするものである。そして、国家が社会生活に規制を</p>	市長 教育長



加え、あるいは、教育、福祉、文化などに関する助成、援助等の諸施策を実施するに当たって、宗教との関わり合いを生ずることを免れることはできないから、現実の国家制度として、国家と宗教との完全な分離を実現することは、实际上不可能に近いものといわなければならない。

したがって、政教分離原則が現実の国家制度として具現される場合には、それぞれの国の社会的、文化的諸条件に照らし、国家は实际上宗教とある程度の関わり合いを持たざるを得ないことを前提とした上で、その関わり合いが、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で、いかなる限度で許されないこととなるかが問題とならざるを得ない。このような見地から考えると、政教分離原則は、国家が宗教との関わり合いを持つことを全く許さないとするものではなく、宗教との関わり合いをもたらす行為の目的及び効果に鑑み、その関わり合いが我が国の社会的、文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとするものであると解すべきである。

このような政教分離原則の意義に照らすと、日本国憲法第20条第3項にいう宗教的活動とは、当該行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきである。そして、ある行為がここにいう宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、当該行為の外形的側面にのみとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならない。

また、日本国憲法第89条は、公の財産の利用提供等の財政的な側面において政教分離原則を徹底させるものであって、信教の自由の保障を一層確実なものにしようとしたものである。国公有地が無償で宗教的施設の敷地としての用に供されているといつても、当該施設の性格や来歴、無償提供に至る経緯、利用の態様等には様々なものがあり得ることが容易に想定されるが、國家が国公有地を無償で宗教的施設の敷地としての用に供する行為は、一般的には、当該宗教的施設を設置する宗教団体等に対する便宜の供与として、同条との抵触が問題となる行為である。

我が国においては、明治初期以来、一定の社寺領を国等に上知（上地）させ、官有地に編入し、又は寄附により受け入れるなどの施策が広く採られたこともあって、国公有地が無償で社寺等の敷地として供される

事例が多数生じた。このような事例については、戦後、国有地につき「社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」(昭和22年法律第53号)が公布され公有地についても同法と同様に譲与等の処分をすべきものとする内務文部次官通牒が発出された上、これらによる譲与の申請期間が経過した後も、譲与、売払い、貸付け等の措置が講じられてきたが、それにもかかわらず、現在に至っても、なおそのような措置を講ずることができないまま社寺等の敷地となっている国公有地が相当数残存していることがうかがわれるところである。

最高裁判所平成22年1月20日大法廷判決(空知太神社事件)以降において、多くの地方公共団体において、国公有地上に宗教施設(鳥居、祠、山門、仏像、石碑等を含む。)が存在し、国又は地方公共団体から宗教団体等に当該土地が無償提供されている事例の有無が調査され、必要に応じて是正が図られてきたところであるが、奈良市において同様の調査が行われた記録は見当たらない。

これらを踏まえ、次の点について質問する。

- 1、市有地上に宗教施設が存在する事例の有無(有りの場合は、その箇所数並びに各々の具体的な場所及び経緯)
- 2、市有地上に宗教施設が存在する事例の有無を判断するに当たって用いた具体的な調査手法(調査を実施していない場合は、その理由)
- 3、宗教団体等に対して公金を支出した事業の名称及び各々の具体的な内容
- 4、何らの名称をもつてするかを問わず、市長又は副市長が出席した宗教団体等の主催する行事の名称及び各々の具体的な内容
- 5、何らの名称をもつてするかを問わず、市長又は副市長が宗教団体等の主催する行事に出席した上、宗教団体等が提供した衣装を着用した事例の有無(有りの場合は、その件数並びに各々の名称、具体的な場所及び経緯)
- 6、何らの名称をもつてするかを問わず、市長又は副市長が宗教団体等の主催する行事に出席した上、写真を撮影して、市民だより、SNSその他の広報媒体に掲載した事例の有無(有りの場合は、その件数並びに各々の名称、具体的な場所及び経緯)

	<p>7、上記 1ないし 6で関わり合いを持った宗教の種類 (宗派の種類を含む。)</p> <p>8、政教分離原則について職員（市長等の特別職を含む。）の理解を促進し、これに違反しないようために実施している措置の内容</p>	
--	--	--

2、奈良市道中部第733号線（市立伏見小学校通学路）における児童等の安全確保のための改修について

従前より、地域住民等から奈良市に対し、奈良市道中部第733号線（市立伏見小学校通学路）における児童等の安全確保のための改修を求めてきたところであり、平成31年3月6日には市議会本会議でも取り上げ、市長より対策を検討していきたい旨の答弁があった。しかしながら、実際には、その後も本件に関する対策は、教育委員会において事実上放置され、何らの措置も講じられていない状況が続いている。

そのような状況を受けて、令和2年8月5日には地域住民を始めとする115筆にも上る「奈良市道中部第733号線（市立伏見小学校通学路）における児童等の安全確保のための改修を求める署名」を教育委員会宛て提出したが、教育委員会からは今なお具体的な対策の計画は示されず、現場は危険な状態のまま是正されていない。

そして、令和2年11月には、危険性を指摘し適切な対策を求めてきた箇所において、奈良市道中部第732号線を北進し交差点の南側から右折して中部第733号線に入り西進しようとした軽自動車が0歳児を抱えた保護者及び2歳児の歩行者らを巻き込みかけた事案が発生した。地域住民等の再三の求めにもかかわらず、行政による適切な対策が事実上放置されているために、このような子どもを含む死亡事故にも至りかねない重大な事案が発生したことは極めて遺憾である。

教育委員会に対して、「死亡事故に至った場合には、教育委員会はいかにして責任を取るつもりであるか。」「教育委員会事務局においては、いずれの部署のいずれの役職者に責任があるのか。」「対象の箇所について、奈良市はいつまでに地域住民が求める適切な措置を講じるか。」と文書により質問しても、まともな回答を得られなかつた。このように、教育長を始め教育委員会事務局の職員は本件を放置し続けており、無責任かつ不誠実であることが明らかである。

しかし、本件は市道の管理に関するものであり、教育委員会の怠慢が明らかであるとしても、本来的、対外的には、その安全性の確保については道路管理者としての事務を分掌する市長部局の所管部署が責任を負うべきである。

以上を踏まえ、建設部において本件箇所については、いつまでに実施設計を行うのか回答されたい。

市長

受付日	令和3年2月25日
送付日	令和3年2月26日